

京都市告示第 303 号

京都市斎場条例第 2 条ただし書の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

平成 18 年 12 月 22 日

京都市長 榎本 頼兼

変更する年月日	変更後の受付時間
平成 19 年 1 月 3 日 (水)	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
平成 19 年 1 月 4 日 (木)	
平成 19 年 1 月 17 日 (水)	
平成 19 年 1 月 28 日 (日)	
平成 19 年 2 月 9 日 (金)	
平成 19 年 2 月 15 日 (木)	
平成 19 年 2 月 26 日 (月)	
平成 19 年 3 月 4 日 (日)	
平成 19 年 3 月 16 日 (金)	
平成 19 年 3 月 26 日 (月)	

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)